

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 【改定21.4.1】

頁	改定後	改定前	摘要
目-共-1	1 - 1 - 4 請負代金内訳書	1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書	書類簡素化
	1 - 1 - 5 計画工程表	1 - 1 - 5 工程表	書類簡素化
	1 - 1 - 1 3 施工体制台帳及び施工体系図	1 - 1 - 1 3 施工体制台帳	書類簡素化
	1 - 1 - 2 4 (欠番)	1 - 1 - 2 4 品質証明	書類簡素化 (県では品質証明を 実施していない)
共-1-2	1 - 1 - 2 用語の定義 16. 協議とは、契約図書協議事項について、発注者または監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	16. 協議とは、書面により契約図書協議事項について、発注者または監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	書類簡素化
共-1-3	19. 通知とは、発注者または監督職員と請負者または現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 20. 報告とは、発注者または監督職員と請負者または現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、知らせることをいう。 改訂後の内容を追加したため、以下番号の変更。	19. 通知(報告含む)とは、発注者または監督職員と請負者または現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 原文なし	書類簡素化 書類簡素化 (改訂後を追加)
共-1-4	41. 完成とは、請負者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく工事完成通知書を通知した日をいう。	40. 工事完成とは、請負者が契約図書に記載された工事を工期内に完成させ、長崎県建設工事執行規則に基づく工事完成通知書を通知した日をいう。	表現の変更

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-4	<p>1 - 1 - 3 設計図書の照査</p> <p>2 . 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提示し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p>1 - 1 - 4 請負代金内訳書</p> <p>3 . 削除</p> <p>4 . 削除</p> <p>5 . 削除</p>	<p>2 . 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p>1 - 1 - 4 請負代金内訳書及び工事費構成書</p> <p>3 . 請負者は、請負代金額が1億円以上で、6ヵ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に発注者に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることができる。また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目または小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p> <p>4 . 発注者は、請負者から構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に提出しなければならない。</p> <p>5 . 請負者は、構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び請負者を拘束するものではない。</p>	<p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化 (改定前を削除)</p> <p>書類簡素化 (改定前を削除)</p> <p>書類簡素化 (改定前を削除)</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-4	<p>1 - 1 - 5 計画工程表</p> <p>請負者は、工事の着手前（工期始期日から30日以内）に計画工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書を提出する工事については、計画工程表の提出を省略することができる。</p>	<p>1 - 1 - 5 工程表</p> <p>請負者は、契約書第3条第1項に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	書類簡素化
共-1-5	<p>1 - 1 - 6 施工計画書</p> <p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表</p> <p>(4) 安全管理</p> <p>(5) 指定機械</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</p> <p>(8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む）</p> <p>(9) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(10) 交通管理</p> <p>(11) 環境対策</p> <p>(12) 現場作業環境の整備</p> <p>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(14) その他</p>	<p>(1) 工事概要</p> <p>(2) 計画工程表</p> <p>(3) 現場組織表及び施工体系図</p> <p>(4) 指定機械</p> <p>(5) 主要船舶・機械</p> <p>(6) 主要資材</p> <p>(7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む）</p> <p>(8) 施工管理計画</p> <p>(9) 安全管理</p> <p>(10) 緊急時の体制及び対応</p> <p>(11) 交通管理</p> <p>(12) 環境対策</p> <p>(13) 現場作業環境の整備</p> <p>(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</p> <p>(15) その他</p>	書類簡素化

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-5	<p>1 - 1 - 7 工事カルテ作成、登録</p> <p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>	<p>請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。しかし、工事請負代金額2,500万円を越えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。)</p> <p>また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>書類簡素化</p>
共-1-7	<p>1 - 1 - 1 3 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上(建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上)になる場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1 - 1 - 1 3 施工体制台帳</p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上(建設工事が建築一式工事である場合においては、4,500万円以上)になる場合、国主交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-7	<p>また、請負者は、再下請が生じた場合には、再下請負通知書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。 ただし、建設業の許可を受けていない業者は、対象から除くものとする。</p> <p>2. 請負者は、請負代金が500万円以上の場合には、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、第1項の請負者は、施工体系図「揭示用」を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項の請負者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項において、提出または揭示するとされた請負者は、施工体制台帳及び再下請負通知書並びに施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出並びに揭示物の変更をしなければならない。</p>	<p>なお、下請負契約に係る契約書には、請負代金の額が記載されたものに個別工事下請契約約款または工事下請基本契約書を添付したものでなければならない。</p> <p>2. 第1項の請負者は、国主交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国官技第30号、国港建第412号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項の請負者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。</p> <p>4. 第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>書類簡素化</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-1-8	<p>1 - 1 - 15 調査・試験に対する協力</p> <p>1. 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に報告するものとする。</p>	<p>1. 請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。</p>	<p>書類簡素化</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-10	<p>1 - 1 - 1 6 工事の一時中止</p> <p>3 . 前1項及び2項の場合において、請負者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出するものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3 . 前1項及び2項の場合において、請負者は工事全体の施工を一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	表現の変更
共-1-11	<p>1 - 1 - 1 9 支給材料及び貸与品</p> <p>3 . 請負者は、支給材料の精算が可能となった時点で、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p style="color: red;">改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>1 - 1 - 2 0 工事現場発生品</p> <p>2 . 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に報告し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。</p> <p>1 - 1 - 2 1 建設副産物</p> <p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点で、）に、支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に通知し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡さなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、完成時に監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>書類簡素化 (改定前を削除)</p> <p>書類簡素化</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-11	<p>5. 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を電子ファイル（建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成されたもの）とともに監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 請負者は、再生資源利用計画書及び再生資源使用促進計画書を作成した場合、または再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成しない場合であっても、最終請負金額が500万円以上の工事については、工事完了後速やかに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を電子ファイル（建設リサイクルデータ統合システム（CREDAS）により作成されたもの）とともに監督職員に提出しなければならない。なお、設計図書に記載された事項が、優先されるものとする。</p>	表現の変更
共-1-12	<p>改訂前の内容を削除したため、以下番号の変更。</p> <p>9. 請負者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて、設計図書に基づき以下の事項を、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>10. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が確認できる資料（伝票等）を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p> <p>12. 請負者は、木くず（産業廃棄物以外）の処分地への搬入数量が確認できる資料を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には、直ちに提出しなければならない。</p>	<p>6. 請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)(以下リサイクル法という。)の対象工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは再生資源化等報告書を提出しなければならない。</p> <p>40. 請負者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-6 施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて、設計図書に基づき以下の事項を、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>44. 請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入土量が確認できる資料（伝票等）を整備・保管し、監督職員から請求があった場合には直ちに提示しなければならない。</p> <p>原文なし</p>	<p>書類簡素化 (改定前を削除)</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>追記</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-13	<p>1 - 1 - 2 2 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等 5 .</p> <p>(1) 請負者は、表 1 - 1 段階確認一覧表に示す確認時期及び設計図書に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、段階確認にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、確認可能日の概ね 1 週間前までに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 監督職員は、請負者から段階確認にかかる予定の報告を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに請負者に報告するものとする。</p> <p>改訂後の内容を追加したため、以下番号の変更。</p> <p>(4) 請負者は、確認項目に関する管理資料（出来形、品質管理資料等）を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印した「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管し、完成時に提出しなければならない。</p>	<p>5 .</p> <p>(1) 請負者は、表 1 - 1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>(2) 請負者は、段階確認にかかる予定（種別、細別、確認時期、希望日時等）について、事前に監督職員の確認を受け、「段階確認書」を作成しなければならない。</p> <p>原文なし</p> <p>(3) 請負者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印した書面を保管し、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>書類簡素化</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要																																																																																																										
共-1-15	<p style="text-align: center;">表 1 - 1 段階確認一覧表 2 / 4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">細 別</th> <th style="width: 60%;">確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防ダム</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前</td> </tr> <tr> <td>基礎工・根固工</td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>躯体工 R C 躯体工</td> <td></td> <td>沓座の位置決定時</td> </tr> <tr> <td>床版工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td></td> <td>仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)</td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>トンネル支保工</td> <td></td> <td>支保工完了時 (支保工変更毎)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル覆工</td> <td></td> <td>コンクリート打設前</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンクリート打設後</td> </tr> <tr> <td>トンネルインパート工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鋼板巻立て工</td> <td>フーチング定着アンカー穿孔工</td> <td>フーチング定着アンカー穿孔完了時</td> </tr> <tr> <td>板取付け工、固定アンカー工</td> <td>鋼板建込み固定アンカー完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場溶接工</td> <td>溶接前</td> </tr> <tr> <td>溶接完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場塗装工</td> <td>塗装前</td> </tr> <tr> <td>塗装完了時</td> </tr> <tr> <td>ダム工</td> <td>各工事ごと別途定める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確認時期	砂防ダム		法線設置完了時	護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	基礎工・根固工	設置完了時	重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時	床版工		鉄筋組立て完了時	鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	トンネル覆工		コンクリート打設前		コンクリート打設後	トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	現場溶接工	溶接前	溶接完了時	現場塗装工	塗装前	塗装完了時	ダム工	各工事ごと別途定める		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 20%;">細 別</th> <th style="width: 60%;">確認時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防ダム</td> <td></td> <td>法線設置完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">護岸工</td> <td>法覆工(覆土施工がある場合)</td> <td>覆土前</td> </tr> <tr> <td>基礎工・根固工</td> <td>設置完了時</td> </tr> <tr> <td>重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前</td> </tr> <tr> <td>躯体工 R C 躯体工</td> <td></td> <td>沓座の位置決定時</td> </tr> <tr> <td>床版工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td>鋼橋</td> <td></td> <td>仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押し出し箱桁製作工 床版・横組工</td> <td></td> <td>プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)</td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> </tr> <tr> <td>トンネル支保工</td> <td></td> <td>支保工完了時 (支保工変更毎)</td> </tr> <tr> <td>トンネル覆工</td> <td></td> <td>施工時(構造の変化時)</td> </tr> <tr> <td>トンネルインパート工</td> <td></td> <td>鉄筋組立て完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鋼板巻立て工</td> <td>フーチング定着アンカー穿孔工</td> <td>フーチング定着アンカー穿孔完了時</td> </tr> <tr> <td>板取付け工、固定アンカー工</td> <td>鋼板建込み固定アンカー完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場溶接工</td> <td>溶接前</td> </tr> <tr> <td>溶接完了時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現場塗装工</td> <td>塗装前</td> </tr> <tr> <td>塗装完了時</td> </tr> <tr> <td>ダム工</td> <td>各工事で別途定める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	細 別	確認時期	砂防ダム		法線設置完了時	護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	基礎工・根固工	設置完了時	重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時	床版工		鉄筋組立て完了時	鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	現場溶接工	溶接前	溶接完了時	現場塗装工	塗装前	塗装完了時	ダム工	各工事で別途定める		<p style="text-align: center;">表現の変更</p>
種 別	細 別	確認時期																																																																																																											
砂防ダム		法線設置完了時																																																																																																											
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前																																																																																																											
	基礎工・根固工	設置完了時																																																																																																											
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前																																																																																																											
躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時																																																																																																											
床版工		鉄筋組立て完了時																																																																																																											
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)																																																																																																											
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																																																																																																											
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																																																																																																											
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)																																																																																																											
トンネル覆工		コンクリート打設前																																																																																																											
		コンクリート打設後																																																																																																											
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時																																																																																																											
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時																																																																																																											
	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時																																																																																																											
	現場溶接工	溶接前																																																																																																											
		溶接完了時																																																																																																											
現場塗装工	塗装前																																																																																																												
	塗装完了時																																																																																																												
ダム工	各工事ごと別途定める																																																																																																												
種 別	細 別	確認時期																																																																																																											
砂防ダム		法線設置完了時																																																																																																											
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前																																																																																																											
	基礎工・根固工	設置完了時																																																																																																											
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C 躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C 擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前																																																																																																											
躯体工 R C 躯体工		沓座の位置決定時																																																																																																											
床版工		鉄筋組立て完了時																																																																																																											
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)																																																																																																											
ポストテンションT(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 P C ホーローラップ製作工 P C 版桁製作工 P C 箱桁製作工 P C 片持箱桁製作工 P C 押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 P C 鋼線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)																																																																																																											
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時																																																																																																											
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)																																																																																																											
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)																																																																																																											
トンネルインパート工		鉄筋組立て完了時																																																																																																											
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時																																																																																																											
	板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時																																																																																																											
	現場溶接工	溶接前																																																																																																											
		溶接完了時																																																																																																											
現場塗装工	塗装前																																																																																																												
	塗装完了時																																																																																																												
ダム工	各工事で別途定める																																																																																																												

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-18	<p>1 - 1 - 2 4 (欠番)</p> <p>(1) 削除</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 削除</p> <p>1 - 1 - 2 5 完成検査</p> <p>3 . 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。</p>	<p>1 - 1 - 2 4 品質証明</p> <p>請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。</p> <p>(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査職員が検査時(完成・既済部分・中間検査)に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。</p> <p>(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</p> <p>(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術主もしくは1級主木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p>3 . 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>表現の変更 (県では品質証明を実施していない)</p> <p>書類簡素化</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-19	<p>1 - 1 - 2 6 既済部分検査等</p> <p>6 . 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を報告するものとする。</p> <p>1 - 1 - 2 7 中間検査</p> <p>4 . 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に報告するものとする。</p>	<p>6 . 発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>4 . 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を監督職員を通じて事前に通知するものとする。</p>	<p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p>
共-1-20	<p>1 - 1 - 2 9 施工管理</p> <p>3 . 請負者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>1 - 1 - 3 0 履行確認</p> <p>請負者は、契約書第37条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて発注者に提出しなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>請負者は、契約書第37条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第11条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に実施工表・出来高数量・完成部分の状況写真を含めて監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>書類簡素化</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-20	<p>1 - 1 - 3 2 工事中の安全管理</p> <p>4 . 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>なお、請負者は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にするとともに、作業主任者一覧表を施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>4 . 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	表現の変更
共-1-21	<p>6 . 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知（1 - 1 - 3 5 事故報告）し、その対応方法等に関して協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>9 . 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p>10 . 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>11 . 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に通知（1 - 1 - 3 5 事故報告）するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ通知し、その対応方法等に関して協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p>9 . 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に通知しなければならない。</p> <p>10 . 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に通知し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>11 . 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に通知するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-21	<p>12. 請負者は、工事中に想定外の物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ報告し、その指示を受けるものとする。</p>	<p>12. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。</p>	書類簡素化
共-1-22	<p>18. 請負者は、請負代金が500万円以上の工事の場合には、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>19. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。</p> <p>28. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう請負代金が500万円以上の工事の場合には、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>18. 請負者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>19. 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>28. 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、監督職員に提出しなければならない。</p>	書類簡素化 書類簡素化 書類簡素化
共-1-23	<p>29. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>29. 請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	表現の変更

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-25	<p>6. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 請負者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。</p>	表現の変更 書類簡素化
共-1-26	<p>7. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告知、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	<p>7. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告知、平成9年7月31日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p>	表現の変更
共-1-27	<p>1 - 1 - 3 7 文化財の保護</p> <p>1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に通知し、その指示に従わなければならない。</p>	書類簡素化

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-29	<p>1 - 1 - 3 9 諸法令の遵守</p> <p>3 . 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>1 - 1 - 4 0 官公庁等への手続等</p> <p>4 . 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に速やかに報告し、指示を受けなければならない。</p>	<p>3 . 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らして不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>4 . 請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p>
共-1-30	<p>7 . 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、事前に交渉内容を監督職員に報告するとともに、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8 . 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 - 1 - 4 1 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1 . 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>2 . 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付して監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>7 . 請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に通知の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8 . 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に通知し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p>1 . 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付して監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>表現の変更</p> <p>書類簡素化</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-30	<p>1 - 1 - 4 2 工事測量</p> <p>1 . 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。また、請負者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに請負者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、工事施工に必要な仮水準点や多角点、並びに基線、法線、境界線の引照点等を設置し、既設測量標とともに、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。なお、既設測量標や仮水準点、並びに多角点に変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、直ちに水準測量、多角測量等を実施し、これらを復元しなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	<p>1 . 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標 (仮B.M)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員と協議しなければならない。なお、測量標 (仮B.M) 及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員と協議しなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 . 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。</p> <p>3 . 請負者は、用地幅杭、測量標、(仮B.M)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
共-1-31	<p>1 - 1 - 4 3 提出書類</p> <p>3 . 請負者は、監督職員から請求があった場合は、工事打合せ簿一覧表を、完成時に提出しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-31	<p>1 - 1 - 4 5 特許権等</p> <p>1 . 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。請負者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>1 . 契約書の「特許権等」の使用に規定する「その他の第三者の権利」とは、実用新案権、意匠、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利をいう。請負者は、特許権、その他第三者の権利となっている施工方法または施工方法の使用に関する費用の負担について、第三者と補償条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。</p>	書類簡素化
共-1-32	<p>1 - 1 - 4 6 保険の付保及び事故の補償</p> <p>6 . 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事の着手前（工期始期日から30日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に従って、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p>	表現の変更
	<p>1 - 1 - 4 8 海上起重作業船団の船団長</p> <p>請負者は、請負代金が500万円以上の工事で、海上起重作業船団による作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p>	<p>請負者は、海上起重作業船団による作業を行う場合は、「港湾工事等海上起重作業船団長配置要領」により船団長を配置し、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p>	書類簡素化
	<p>1 - 1 - 4 9 潜水作業従事者</p> <p>請負者は、請負代金が500万円以上の工事で、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。</p>	<p>請負者は、潜水作業を行う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水作業従事者を配置し、潜水作業に従事する潜水土の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。</p>	書類簡素化

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-36	<p>1 - 1 - 5 0 現場技術者等の腕章着用</p> <p>2 . 請負代金が500万円以上の工事の場合には、請負者が配置する監理技術者、主任技術者（下請の主任技術者を含む）、専任義務のある元請の専門技術者は、身分を証明できる資料（技術者証や免許証等）を携行しなければならない。</p>	<p>原文なし</p>	<p>追記</p>
共-1-37	<p>1 - 1 - 5 2 再生資材の利用</p> <p>1 . 請負者は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャランを工事に用いる場合、設計図書に明示がない場合には、原則として再生資材を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、使用に際し、プラント再生舗装技術指針及び建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）を遵守するものとする。</p> <p>2 . 粒度調整砕石、クラッシャランの再生資材を使用する場合は、長崎県リサイクル製品等認定制度の認定を受けた、または県産品資材（土木・建築資材）の優先使用に関する要領に基づいた製品を使用するものとする。</p> <p>3 . 第1項以外の資材についても、設計図書に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。</p> <p>1 - 1 - 5 3 資材等の県内優先調達</p> <p>1 . 請負者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため、原則として県内生産品を使用しなければならない。 ただし、WTO対象工事については、県内生産品を使用するよう努めるものとする。</p>	<p>請負者は、加熱アスファルト混合物、粒度調整砕石、クラッシャランを工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、再生資材を使用するものとする。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>1 . 請負者は、工事に使用する資材等については、地場産業の活性化を図るため長崎県産品を使用するよう努めること。 ただし、選定にあたっては請負者の判断による。</p>	<p>表現の変更</p> <p>追記</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-37	<p>3. 請負者は、請負金額が500万円以上になる工事において、県内生産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p> <p>4. 請負者は、工事に使用する資材等については、長崎県内に本店を有する者の中から調達するよう努めなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>県内生産品とは 長崎県内の工場にて製造・加工された資材・製品であること。 「材料が県外製品であっても、県内の工場で製造・加工したものの（二次製品）であれば、県内生産品として取り扱う」 長崎県建設工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編・機械設備工事編）その他関連する示方書等の基準を満たす資材・製品であること。</p> </div>	<p>3. 請負者は、長崎県産品以外を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 3（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内産資材を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">原文なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>長崎県産品とは 1) 県産品資材（主木・建築資材）の優先使用に関する要領の第2条（県産品の定義）に記載されているもの。 第2条（県産品の定義） 一、県内の工場で製造された資材・製品。 二、長崎県及び長崎県内の市町村、産業支援団体等の公的機関の補助を受けて開発された資材・製品。 三、県内企業が開発し、県外の工場で製造されたものも県内製品として取り扱うものとする。 四、その他、県産品審査委員会で認定されたもの。 注）二次製品について 「材料が県外製品であっても、県内の工場等で製造・加工したものの（二次製品）であれば、県内製品として取り扱うこととする。」</p> </div>	<p>書類簡素化</p> <p>追記</p> <p>表現の変更</p>
共-1-38	<p>1 - 1 - 5 4 下請人の県内優先活用</p> <p>1. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を原則として「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定しなければならない。 ただし、WTO対象工事については、「県内に主たる営業所」を有するもの、またはそれに準ずるものの中から選定するよう努めるものとする。</p>	<p>1. 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めること。 ただし、選定にあたっては請負者の判断による。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要
共-1-38	<p>3. 請負者は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に監督職員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p> <p>1 - 1 - 5 6 ダンプトラック等による過積載等の防止</p> <p>7. 運送契約による場合は、事業用車両（緑ナンバー）を使用すること。</p> <p>8. 長崎県内ナンバー車両の優先使用に努めること。</p> <p>改訂後の内容を追加したため、以下番号の変更。</p>	<p>3. 請負者は、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した書面（様式 - 4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び電子ファイルを事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関（五島地方局、上五島土木事務所、杵岐地方局、対馬地方局）の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p>	<p>書類簡素化</p> <p>追記</p> <p>追記</p>
共-1-40	<p>1 - 1 - 5 7 現道工事における交通処理対策</p> <p>19. 請負者は、交通誘導員を配置する場合は、交通指導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾を得た者については、この限りではない。</p>	<p>19. 請負者は、交通誘導員を配置する場合は、交通指導警備検定合格者（1級または2級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と認められた者については、この限りではない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-2-1	<p>第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）</p> <p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、完成時に提出しなければならない。</p>	<p>1. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表 【改定21.4.1】

頁	改定後	改定前	摘要																																																																																				
共-2-1	<p>6 . 請負者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料について、事前に監督職員の確認を受け、提出しなければならない。</p>	<p>6 . 請負者は、表2 - 1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を確認した資料を事前に監督職員へ提出し、確認を受けなければならない。</p>	表現の変更																																																																																				
共-3-24	<p>表3 - 12 塗布作業時の気温・湿度の制限</p> <table border="1" data-bbox="280 502 1086 1181"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下	有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	<table border="1" data-bbox="1131 502 1937 1181"> <thead> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>気 温 ()</th> <th>湿度 (RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長ばく形エッチングプライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント</td> <td>0以下</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>有機ジंकリッチペイント</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料</td> <td>10以下, 30以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)</td> <td>5以下, 20以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</td> <td>0以下</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗</td> <td>5以下</td> <td>85以上</td> </tr> </tbody> </table>	塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以上	有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上	コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上	鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上	表現の変更
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																					
無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下																																																																																					
有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																					
塗 装 の 種 類	気 温 ()	湿度 (RH%)																																																																																					
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																					
無機ジंकリッチプライマー 無機ジंकリッチペイント	0以下	50以上																																																																																					
有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																					
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																					
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	10以下	85以上																																																																																					
エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗 (低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上																																																																																					
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料 (低温用)	5以下, 20以上	85以上																																																																																					
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																					
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	0以下	85以上																																																																																					
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上																																																																																					

頁	改定後	改定前	摘要
共-5-2	<p>5 - 3 - 2 工場の選定</p> <p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ全国生コンクリート品質管理監査会議から 適マークを承認された工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、適マークを承認された工場であることを証明する資料を監督職員に提示することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>1. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。</p> <p>2. 請負者は、JISマーク表示認証工場で製造されJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示認証工場で、かつ長崎県生コンクリート品質管理監査制度の監査合格証を取得した工場で製造された、上記レディーミクストコンクリートについては、配合に臨場する必要はないものとし、又施工に先立ち、監査合格証の写しを監督職員に提出することで、材料試験結果及び配合の決定に関する確認資料に代えることができるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定後	改定前	摘要																																																																																																																																																																								
共-5-3	<p>4. 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p>	<p>4. 請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であっても「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編5-5-4材料の計量及び練混ぜ、配合試験に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督職員の確認を得なければならない。</p>	表現の変更																																																																																																																																																																								
共-5-27	<p>表5-7 コンクリート構造物の設計基準強度と生コンクリート使用基準の選定方法(港湾・漁港)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用工種</th> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>生コン種類名</th> <th>生コン呼び強度(N/mm²)</th> <th>骨材最大寸法(mm)</th> <th>スランプ(mm)</th> <th>骨材水セメント比(%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無筋構造物</td> <td>異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)</td> <td>18</td> <td>標準品</td> <td>18</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>高炉B</td> <td>エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。</td> </tr> <tr> <td>異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)</td> <td>21</td> <td>標準品</td> <td>21</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>60</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エプロン</td> <td>曲げ4.5</td> <td>標準品</td> <td>曲げ4.5</td> <td>40</td> <td>6.5</td> <td></td> <td>高炉B</td> <td>強度は曲げ強度とする。</td> </tr> <tr> <td>水中コンクリート</td> <td>18</td> <td>標準品</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>50</td> <td>高炉B</td> <td>最小セメント量370kg/m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鉄筋構造物</td> <td>係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桟橋上部工</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーソン・L型・セルラー塊</td> <td>30</td> <td>標準品</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>50</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンツーン</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用工種	設計基準強度(N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度(N/mm ²)	骨材最大寸法(mm)	スランプ(mm)	骨材水セメント比(%)	セメントの種類	備考	無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B		エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする。	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量370kg/m ³	鉄筋構造物	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B		桟橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B		ケーソン・L型・セルラー塊	30	標準品	30	20	12	50	高炉B		ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用工種</th> <th>設計基準強度(N/mm²)</th> <th>生コン種類名</th> <th>生コン呼び強度(N/mm²)</th> <th>骨材最大寸法(mm)</th> <th>スランプ(mm)</th> <th>骨材水セメント比(%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">無筋構造物</td> <td>異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)</td> <td>18</td> <td>標準品</td> <td>18</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>高炉B</td> <td>エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。</td> </tr> <tr> <td>異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)</td> <td>21</td> <td>標準品</td> <td>21</td> <td>40</td> <td>8</td> <td>60</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>エプロン</td> <td>曲げ4.5</td> <td>標準品</td> <td>曲げ4.5</td> <td>40</td> <td>6.5</td> <td></td> <td>高炉B</td> <td>強度は曲げ強度とする。</td> </tr> <tr> <td>水中コンクリート</td> <td>18</td> <td>標準品</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>15</td> <td>50</td> <td>高炉B</td> <td>最小セメント量370kg/m³</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">鉄筋構造物</td> <td>係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>桟橋上部工</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーソン・L型・セルラー塊</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポンツーン</td> <td>24</td> <td>標準品</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>8</td> <td>55</td> <td>高炉B</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用工種	設計基準強度(N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度(N/mm ²)	骨材最大寸法(mm)	スランプ(mm)	骨材水セメント比(%)	セメントの種類	備考	無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B		エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする。	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量370kg/m ³	鉄筋構造物	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B		桟橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B		ケーソン・L型・セルラー塊	24	標準品	24	20	8	55	高炉B		ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B		表現の変更
区分	適用工種	設計基準強度(N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度(N/mm ²)	骨材最大寸法(mm)	スランプ(mm)	骨材水セメント比(%)	セメントの種類	備考																																																																																																																																																																		
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。																																																																																																																																																																		
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B																																																																																																																																																																			
	エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする。																																																																																																																																																																		
	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量370kg/m ³																																																																																																																																																																		
鉄筋構造物	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B																																																																																																																																																																			
	桟橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B																																																																																																																																																																			
	ケーソン・L型・セルラー塊	30	標準品	30	20	12	50	高炉B																																																																																																																																																																			
	ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B																																																																																																																																																																			
区分	適用工種	設計基準強度(N/mm ²)	生コン種類名	生コン呼び強度(N/mm ²)	骨材最大寸法(mm)	スランプ(mm)	骨材水セメント比(%)	セメントの種類	備考																																																																																																																																																																		
無筋構造物	異形ブロック(消波用、根固用)(35t未満) 普通方塊(本体用、根固用) 上部コンクリート(護岸、係船岸、防波堤) 水叩舗装コンクリート 湧りブロック(船揚場) ケーソン蓋コンクリート 小型構造物() () ... 直立消波用プレキャストブロック(孔部蓋)	18	標準品	18	40	8	65	高炉B	エプロン舗装、水叩舗装等に伴う舗装止め、側溝、集水溝等をいう。																																																																																																																																																																		
	異形ブロック(消波用、根固用)(35t以上) 直立消波ブロック、斜種消波ブロック 直立消波用底版方塊(鉄筋有)	21	標準品	21	40	8	60	高炉B																																																																																																																																																																			
	エプロン	曲げ4.5	標準品	曲げ4.5	40	6.5		高炉B	強度は曲げ強度とする。																																																																																																																																																																		
	水中コンクリート	18	標準品	30	40	15	50	高炉B	最小セメント量370kg/m ³																																																																																																																																																																		
鉄筋構造物	係船岸上部工、防波堤上部工、護岸上部工	24	標準品	24	20	8	65	高炉B																																																																																																																																																																			
	桟橋上部工	24	標準品	24	20	8	55	高炉B																																																																																																																																																																			
	ケーソン・L型・セルラー塊	24	標準品	24	20	8	55	高炉B																																																																																																																																																																			
	ポンツーン	24	標準品	24	20	8	55	高炉B																																																																																																																																																																			
道-5-5	<p>5-4-3 ポストテンション桁製作工</p> <p>4. グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>4. グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを用いるものとする。</p>	表現の変更																																																																																																																																																																								

頁	改定後	改定前	摘要
道-6-4	<p>6 - 4 - 4 ロックボルト工</p> <p>4 . 請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・削孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について監督職員と協議するものとする。</p>	<p>4 . 請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について監督職員と協議するものとする。</p>	誤謬
様式集	<p>工事打合せ簿の改定</p> <p>段階確認書の改定</p> <p>品質証明書の廃止</p> <p>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図「提出用」の追加</p> <p>工事作業所災害防止協議会兼施工体系図「掲示用」の追加</p>		<p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p> <p>書類簡素化</p>